



## 入院診療計画について

当センターでは、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

## 入院時食事療養について

当センターでは、入院時食事療養（I）の届出を関東信越厚生局に行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温にて提供しております。

## 180日を超える入院に係わる 特別料金について

1日 2,475円

長期入院（180日を超える入院）をされている患者さんの入院基本料の一部（入院料として算定される金額の15%相当額）を通常の一部負担金に加えて請求させていただきます。ただし、患者さんの状態が厚生労働省が別に定める状態にあるときには適用されません。





## 褥瘡対策について

入院患者さん全員に対して、褥瘡に関わる診療計画書を作成して褥瘡予防対策に取り組んでいます。

また、褥瘡発生0件を目標として患者さんのADLに合わせたマットレスの選択や予防的スキンケアを実施しています。褥瘡をはじめとする創傷を持つ患者さんに対し、皮膚科医や皮膚・排泄ケア認定看護師、多職種を交えた褥瘡対策チームで週1回のラウンドを実施し、褥瘡の評価を多角方面から行い、治療促進に努めています。

## 意思決定支援について

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めています。

## 身体的拘束の最小化について

当センターでは、患者さんまたは他の患者さん等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない取り組みをしております。

医師、看護師をはじめとする多職種を交えたチームで、身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員を対象として研修を開催する等、身体的拘束の最小化に努めております。





# 院内感染防止対策について



当センターでは、患者さんの高齢化・医療の高度化などにより、免疫力が低下している方の受診や入院が多くなっています。そのため、通常では感染症を起こさない細菌やウイルスにより、感染症を起こしてしまう危険性が高くなります。患者さんをそのような感染症から守り、安心して受診または入院して頂くために、当センターでは以下のような取り組みを行っています。

1. 感染対策室の設置、専従者の配属
2. 感染対策委員会の開催（月1回、その他随時）
3. 感染制御チーム（Infection Control Team：ICT）の設置
4. 抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team：AST）の設置
5. ICTの院内ラウンドによる感染防止対策実施状況調査
6. ICTの院内ラウンドによる薬剤耐性菌検出状況の調査
7. ASTの院内ラウンドによる抗菌薬使用状況調査
8. 勉強会開催などによる職員教育
9. 医療関連感染の発生状況調査（サーベイランス）
10. 院内の感染防止マニュアルの作成および改訂
11. 指定抗微生物薬の届出制導入
12. 他医療機関との連携（相互評価および情報交換）

## 医療安全管理体制について

当センターは、厚生労働省で定めるところによる、医療法施行規則により医療安全を確保するための措置として以下の事に取り組んでおります。

1. 医療に係る安全管理のための指針の整備
2. 医療に係る安全管理のための委員会の開催
3. 医療に係る安全管理のための職員研修会の実施
4. 院内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じる

